

議案第 100 号

町営土地改良事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法
について

次のとおり町営土地改良事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和47年三朝町条例第16号）第2条第2項の規定により、本議会の承認を求める。

平成14年12月12日

三朝町長 吉田秀光

平成14年12月17日 原案承認

三朝町議会議長 藤井 享

- 1 事業の名称 団体営中山間地域総合整備事業
- 2 施行場所 三朝町大字下谷、福田及び小河内
- 3 経費の賦課基準 事業費の15%以内を受益者に面積割りで賦課するものとする。
- 4 徴収の時期 各年度ごとに、工事に着手した日の翌日から、その年度の3月31日までの間
- 5 徴収の方法 金銭とし、三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の例による。